

## 組合入会手続きのご案内

### 1. 入会資格

入会にあたっては次の要件を満たされていることが必要です。

- ① 廃棄物処理法にもとづく廃タイヤに関する「処分業」の許可を受け、かつ廃タイヤに関する「産業廃棄物処理施設」又は「一般廃棄物処理施設」の設置許可を取得していること。
- ② 廃タイヤの処理・リサイクルを主たる事業とされており、相応の取り扱い量で原則5年以上継続して事業を行われていること。
- ③ 廃タイヤの処理・リサイクル事業を適正、かつ、継続して行うことが出来る経理的な経営体制が確保されていること。
- ④ 協同組合日本タイヤリサイクル協会の趣旨に賛同し、組合事業の円滑な実施に協力していただけること。

### 2. 入会手続き

- (1) 以下の入会申込関係書類を提出願います。
- (2) 書類提出の後、事務局が現地調査を行います。
- (3) その後、月例開催の理事会において入会の可否を審査します。

《入会申込関係書類》

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ① 加入申込書              | 1通 (組合指定書式) |
| ② 状況調査表              | 1通 (組合指定書式) |
| ③ 誓約書                | 1通 (組合指定書式) |
| ④ 以下の全許可証の写し         | 各1通         |
| ・ 施設設置許可証            |             |
| ・ 処分業許可証             |             |
| ・ 収集運搬許可証            |             |
| ・ 積替保管許可証 (保有している場合) |             |

### 3. 出資金、加入金及び会費

金額は下記のとおりです。出資金は退会時に返金いたします。

#### (1) 正会員

- |         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| ・ 出資金   | <u>1口1万円、100口(100万円) 不課税</u>       |
| ・ 加入金   | <u>11万円 (税込み) (会員証、その他事務手続き費用)</u> |
| ・ 会員賦課金 | <u>3万円/月 (不課税)</u>                 |

\* 出資金、加入金及び賦課金は、上記の通りです。出資金及び加入金は入会時に納入、会員賦課金は毎月納入(銀行口座振替)になります。

以 上

令和 年 月 日

協同組合 日本タイヤリサイクル協会 加入申請書

協同組合日本タイヤリサイクル協会  
理事長 鳥海 重利 殿

当社は、協同組合日本タイヤリサイクル協会への加入をここに申請いたします。

但し、出資金口数 100口、金額 金1,000,000円を  
出資金として納めます

\*組合定款の定めにより加入に際しては出資金1口1万円で100口  
(100万円)の出資が必要です。

会 社 名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

J S R A新規加入会社の状況調査表

会社名			
代表者名			
会社設立年月日			
資本金			
所在地	本社		
	工場		
工場敷地面積			
従業員数			
事業内容			
取扱量(トン/月)			
設備保有 台数	切断機		
	破碎機		
	構内運搬 車両	-----	
	収運車両		
	ホイール抜き機		
許可取得 状況 ※	収運許可 取得地域		
	施設設置 許可	切断機	-----
		破碎機	-----
看板表示	工場		
	運搬車両		
マニフェスト管理状況			
工場の 管理状況	清掃状況		
	丸タイヤの管理		
	切断品、破碎品 の管理	-----	
工場の立地環境		-----	
特記事項		-----	

※ 許可証の写しを全て添付願います。

令和 年 月 日

協同組合日本タイヤリサイクル協会  
理事長 鳥海 重利 殿

会 社 名  
代表者氏名

⑩

## 誓 約 書

私は、協同組合日本タイヤリサイクル協会に加入申請書を提出しましたが、組合に入会が認められたときは、組合の会員として誠意をもって、次のことを遵守することをお約束いたします。

### 記

1. 協同組合日本タイヤリサイクル協会の定款の規定を遵守し、組合の名誉を傷つけ、又は設立の目的に反する行為をしないこと。
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、適法な経営体制の構築に努めること。
3. 協同組合日本タイヤリサイクル協会の会員として、組合が行なう事業に積極的に参加すること。
4. この誓約に違反した行為を行なったときは、協同組合日本タイヤリサイクル協会の会員としての誠意を失ったものとし、退会いたします。

以上